

大阪港には立入禁止水域があります！

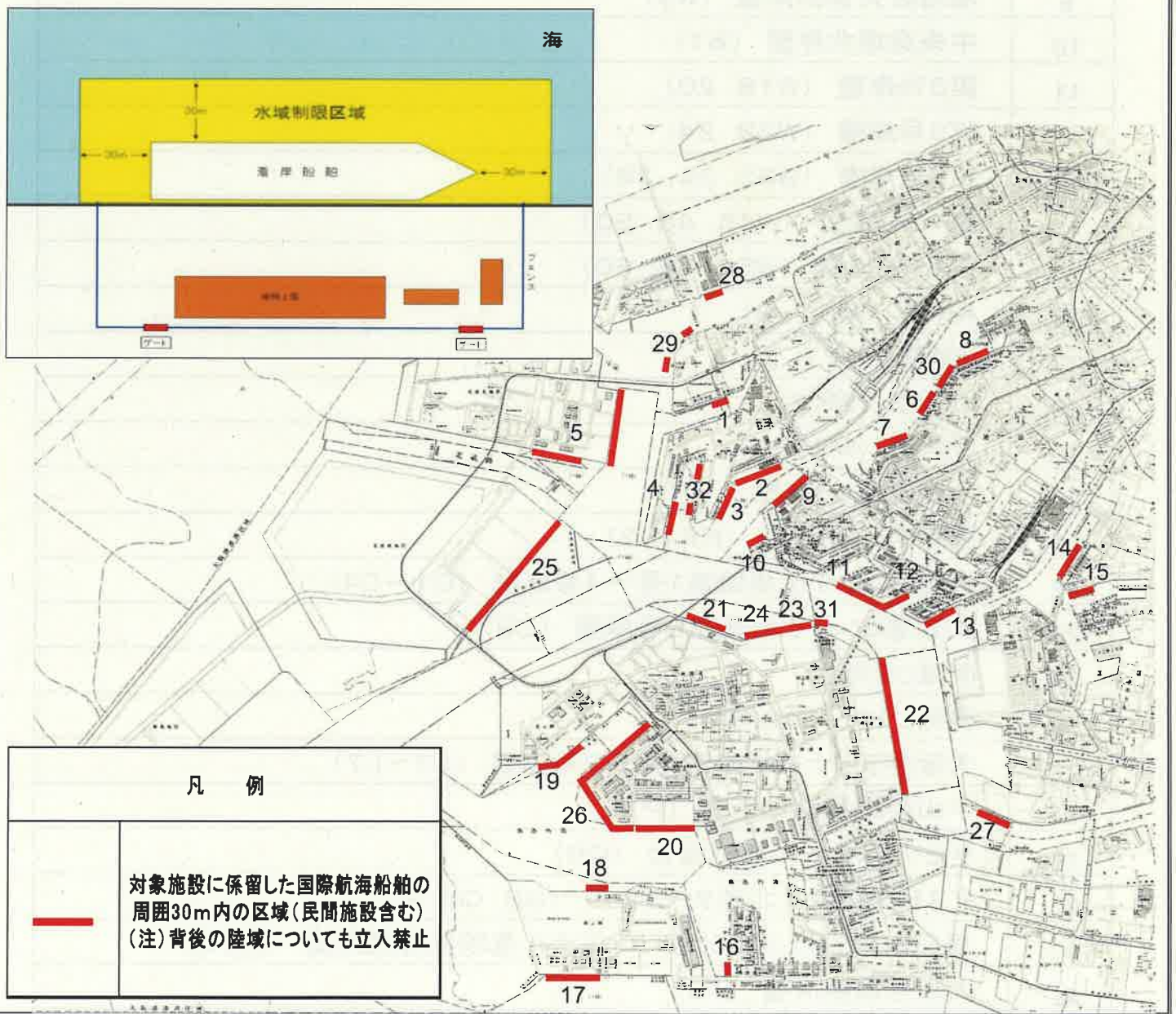
下図の港湾施設及び対象施設に係留した国際航海船舶の周囲30m以内の水域は、条例(大阪市港湾施設条例第10条第9項)により立入禁止区域に設定されています。

各施設では、正当な理由のない立入りに対する取り締まりを実施しております。(施設名称は裏面記載)

詳しくは大阪港湾局ホームページをご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000547486.html>

立入禁止区域イメージ図



問合せ先 大阪港湾局海務課(防災保安)
TEL: 06-6572-2691